

○国土交通省告示第七百八十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の（い）欄の規定に基づき、ガス有害性試験不要材料を次のように定める。

平成二十八年五月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

ガス有害性試験不要材料を定める件

建築基準法施行規則別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の（い）欄に規定するガス有害性試験不要材料は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる建築材料（以下この号において「金属板等」という。）のいずれかを含む建築材料であつて、当該金属板等の加熱面（加熱試験を行う場合における加熱面をいう。以下同じ。）側の表面に施される建築材料の部分（当該金属板等によって避難上有害な煙又はガスの発生を有効に防止することができる部分を除く。）に含まれる有機物の量が一平方メートルにつき二百グラム以下のもの
- イ 厚さが〇・三ミリメートル以上のアルミニウム（溶解温度の下限が摂氏六百七度以上のものに限る。）
- ロ 厚さが〇・二七ミリメートル以上の鋼板（ステンレス鋼板を除く。）

- ハ 厚さが〇・二五ミリメートル以上のステンレス鋼板
- ニ 厚さが五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）
- ホ 厚さが三ミリメートル以上の繊維強化セメント板（スレート又はスラグせっこう板に限る。）
- ヘ 厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが〇・六ミリメートル以下のものに限る。）
- 二 次に掲げる建築材料（以下この号において「金属板等」という。）のいずれかを含む建築材料であつて、当該金属板等の加熱面側の表面に施される建築材料の部分（当該金属板等によって難上有害な煙又はガスの発生を有効に防止することができる部分を除く。）に含まれる有機物の量が一平方メートルにつき百グラム以下のもの
 - イ 厚さが十五ミリメートル以上の木毛セメント板
 - ロ 厚さが九ミリメートル以上の硬質木片セメント板（かさ比重が〇・九以上のものに限る。）
 - ハ 厚さが三十ミリメートル以上の木片セメント板（かさ比重が〇・五以上のものに限る。）
 - ニ 厚さが六ミリメートル以上のパルプセメント板
- 三 当該建築材料に含まれる有機物の量が一平方メートルにつき二百グラム以下のもの（前二号に掲げるものを除く。）

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。